三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市隈江字高平七六四の一(次の図に示す部分に限る。)、字大平七六七の四、七六七の四〇、七六七の四二、七六七の四三、七六七の四四及び七六七の四五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高平七六四の一・字大平七六七の四二・七六七の四三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市嘉穂才田字ハセ二〇二六、二〇二八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　徳島県三好市山城町下名字山形一七〇九の二、一七一〇、字カサスケ一七六六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山形一七〇九の二・一七一〇・字カサスケ一七六六(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第百三十五条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成二十七年経済産業省告示第六十六号(計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関の指定)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年一月十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

表原子時計又は周波数標準器であって、出力される周波数が五メガヘルツ又は十メガヘルツのものの項中「電磁波計測研究所」を「電磁波研究所」に改め、同表熱量標準安息香酸の項中「東京都世田谷区砧一丁目二十一番二十五号」を「東京都八王子市南大沢四丁目四番地四」に改める。

○国土交通省告示第十八号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

三ノ二中「萩町一丁目一番四号」を「高そね十七番二十四号」に改める。

○国土交通省告示第十九号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
岩崎の谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県隠岐郡隠岐の島町原田斉宮
四六八番一　一号及び十号
四七〇番　三号
島根県隠岐郡隠岐の島町原田小原田
五九二番一　二号
島根県隠岐郡隠岐の島町原田小谷
四七二番一　四号
四八八番　五号
四八七番　六号
四八二番　七号
四七八番　八号
四七六番　九号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
堀頭川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷(平成二十四年国土交通省告示第百八十号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。)
島根県雲南市木次町西日登
二八三〇番六
二八二七番八及び二八二七番九
一一七五番七から一一七五番十まで
一一七一番一
一二八六番九及び一二八六番十
一一七八番二及び一一七八番五
一一七九番十二
一一七六番一
一一七六番三
一一七六番六
三三五八番
一一六九番七及び一一六九番九
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
勝地川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷